

船舶事故調査報告書

平成30年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年4月12日 06時50分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市山川港 山川港鵜瀬灯標から真方位297° 200m付近 (概位 北緯31° 12.8′ 東経130° 38.7′)
事故の概要	漁船第八栄久丸は、養殖生け簀の移動作業中、甲板員が転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成30年4月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八栄久丸、2.2トン KG3-39949（漁船登録番号）、山栄水産有限会社 8.80m (Lr) × 2.43m × 0.83m、FRP ディーゼル機関、77kW（動力漁船登録票による）、平成17年12月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月1日 免許証交付日 平成29年6月14日 (平成35年3月31日まで有効) 甲板員 男性 31歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年8月20日 免許証交付日 平成27年9月25日 (平成32年9月24日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3～0.4m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、山川港に設置された養殖生け簀（以下「生け簀」という。）で養殖中の魚を別の生け簀に移す目的で、平成30年4月12日06時00分ごろ山川港係留場所を出発し

た。

生け簀の魚を別の生け簀に移す作業は、養殖中の魚が大きくなって生け簀が手狭になるので、3台の生け簀に入った魚を隣の列の8台の生け簀に移すもので、北側と南側に2列設置された生け簀のうち、魚が養殖されている‘南側列生け簀の港入口側3台の生け簀’（以下「本件生け簀」という。）を切り離して北側列生け簀の港奥側の生け簀に横付けした後、北側列生け簀の8台に魚を移すものであった。

（図1参照）

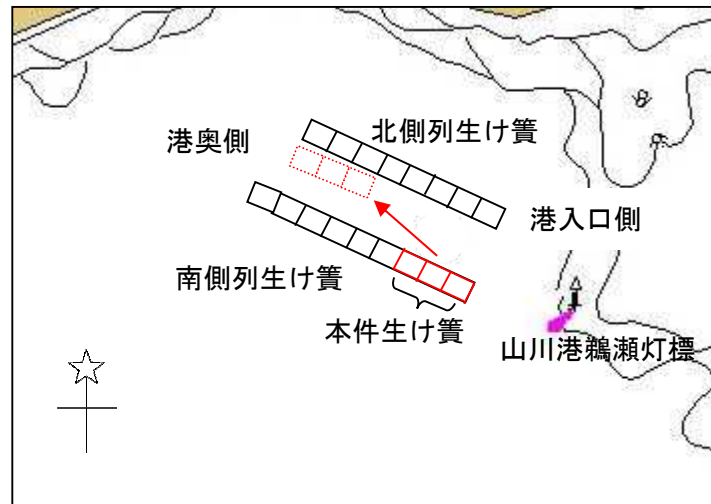


図1 生け簀設置状況

本船は、本件生け簀の移動準備作業として、本件生け簀の東端2隅から取られている錨を切り離して港入口側から4台目の生け簀に取り付け、3台目の生け簀と4台目の生け簀とを切り離した。

本船は、別の生け簀の見回りを終えた甲板員1人が乗り移り、生け簀の移動作業を開始した。

本船は、切り離された本件生け簀の東端にロープを取って押し、僚船が本件生け簀の前方を引いて北側列生け簀と南側列生け簀との間を移動中、押す場所を変更することとした。

甲板員は、本船の船首部で、本件生け簀の東端に取ったロープを外し、船首部のたつに右手を掛けて船首方を向き、中腰の体勢とした。

本船は、船長が後進することを伝えて船尾方を向いたとき、06時50分ごろ、甲板員が体勢を崩して後ろ向きに転倒し、置かれていたはしごの出っ張り部分に背中を打ち付けた。（写真1～3参照）

	<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 船首部</p> <p style="text-align: center;">写真2 梯子が置かれた状況</p> <p style="text-align: center;">写真3 梯子</p> <p>船長は、本船を後進させようと船尾方に向けていて甲板員が転倒したところを見ていなかったが、前を向いたところ、転倒している甲板員を認め、救急車を要請して岸壁に戻った。</p> <p>甲板員は、救急車で指宿市所在の病院に搬送され、左第五第六肋骨骨折、背部打撲で約1か月の安静加療を要すると診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>生け簀で養殖している魚を別の生け簀に移す作業は、魚が大きくなると必要な作業であり、船長及び甲板員は、同作業を何回も行った経験があった。</p> <p>たつは、甲板より約25cm高くなっている船首部に取り付けられており、高さ約63cm、直径約7cm、頂部の直径が約9cmで、ステンレス製であった。</p> <p>甲板員は、たつに後方から手を掛けていた。</p> <p>甲板員は、本件生け簀を引いている僚船のプロペラが作る波と湾内の波とが重なって大きくなり、船首部が上下した際にたつから手が離れ、体勢を崩して後方に転倒したと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、山川港に設置された本件生け簀を押す作業中、甲板員が、体勢を崩して後方に転倒したことから、近くの梯子の引っ張り部分に背中を打ち付けて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、本件生け簀を引いている僚船のプロペラが作る波と湾内の波とが重なって大きくなり、船首部が上下した際に、たつに掛けていた手が離れ、体勢を崩して後方に転倒した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、山川港に設置された本件生け簀を押す作業中、甲板員が、体勢を崩して後方に転倒したため、近くの梯子の引っ張り部分に背中を打ち付けて負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船者は、船が移動する際、固定物に確実につかまるなど、揺れ対策をとること。

付図1 事故発生場所概略図

